

様式第12号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証

住所(所在地)

高岡市福岡町本領1053番地1

氏名(名称及び代表者氏名)

ハリタ金属株式会社

代表取締役 張田 真 様

第7条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 の許可を受けた者であること
第7条の2第1項

を証します。

平成30年2月26日

射水市長 夏野 元 志



許可番号	射環許可第30-6号
許可期間	平成30年(2018年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
事業の範囲	1 射水市内から排出される事業系一般廃棄物 2 射水市内から排出され、ハリタ金属射水リサイクルセンターに持ち込まれた一般廃棄物 3 射水市内から排出され、市で処理が困難である一般廃棄物及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法第2条に定めるもの 4 射水市内の家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち同法第9条に規定する特定家庭用機器廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物(以下「家電小売店引取り義務外廃家電品」という。)に限る。なお、家電小売店引取り義務外廃家電品については、同法第17条の規定に基づき設置される指定引取場所(以下「指定取引場所」という。)のうち高岡市内に設置される指定取引場所への積み卸しに限る。積替え保管については、射水市新堀34-11(保管面積10平方メートル)において家電小売店引取り義務外廃家電品を積替え保管する場合に限る。
事業区域	射水市内全域
許可の条件	法及び条例等の関係法令を遵守し、当該廃棄物の取扱能力を最大限に発揮するとともに、住民サービスに万全を期すること。 毎月の収集量を翌月の5日まで射水市環境課へ報告すること。
許可の更新等の状況	

複写無効